

令和7年度鳥栖・三養基地域自立支援協議会
(第1回) 相談部会「相談支援体制推進協議会」・議事録

日時：令和7年5月8日(木) 10時00分
場所：鳥栖市役所3階 大会議室3

<参加者>

28機関、34名の参加(基山町教育委員会1名、鳥栖市教育委員会2名を含む)

<議 題>

(1) 令和7年度 相談部会

部 会 長：羽根田加奈様 (stand by)

副部長：中川真生様 (上峰町)、川原百枝様 (ぱれっと)

※本年度の目標等については令和6年度第2回全体会の資料をご参照ください

(2) 伝達事項

○新規事業所の紹介

放課後等デイサービス：「プレジョブサポート九千部塾」

計画相談：「相談支援事業所あんだんて」

○モニタリングにおける「居宅等」の扱いについて

佐賀県としての統一見解を検討中とのことですが、現時点では原則として居住している場所を想定しているそうです。「居宅等」でのモニタリングが難しい場合の取り扱いについて疑問が生じた場合は各市町の担当にお問い合わせください。

○保育所等訪問について(教育委員会・基山町より)

鳥栖市・基山町の教育委員会では、これまですべてのケースを受け入れてきたが、処理件数が膨大であることや、教室に多くの支援者が頻繁に出入りすることによる児童への影響が大きいこと、集団教育に問題ない児童にもサービスが入っている等の問題が生じている。両教育委員会で標準手順(別添を参照)を作成した。鳥栖市と基山町については、この手順に沿った取り扱いをしていただきたい。

事業所からの提案で保護者や教育現場が振り回されて混乱するケースが目立つ。本来はコミュニケーション・自傷・場にそぐわない行動などで集団教育になじめず“本人が困っていること”が利用の前提。学校では特に問題が無いのに、家庭や事業所での困り感からサービスが入っている例もある。月2回の利用上限についても、あくまで上限であり、本人の状況によって利用が無い月もあって然るべき。報告書についても観察日記的な内容で中身が

薄いものも少なくない。

(質疑)

問. 就学前から不適応が予測される場合の取り扱いは？

答. 支援学級や支援学校の利用が想定されるため学校への相談で対応。通常学級を希望する場合でも適応の度合いを効果測定したうえで必要な場合は教育機関から要請する。鳥栖、基山町の小学校は入学前に保護者との面談で聞き取りをして本人の状況を把握しているので入学前の移行会議は必要ない。

問. 個別支援会議とは別に学校との会議の計 2 回が必要ということか？

答. ケースバイケースと考える。

問. 県立学校に通学する児童の取り扱いはどうなるか？

答. 県に問い合わせさせていただいた上でのこととなるが、基本的にガイドラインに基づいて進めた方が良いと思われる。

問. 現時点でサービス利用をしている児童が更新する場合の手順は？

答. 新規と同じ手順を踏むことが望ましいと考える。回数も含めて学校側と協議し許可を得てほしい。

問. ガイドライン通りに進めると相談支援専門員の判断/決断を求められることとなる。相談員の負担が大きくなるのではないか。

答. 判断材料として手順③を想定している。

(3) グループワーク 保育所等訪問/不登校・ひきこもり

議題(2)で質疑や意見交換が活発に行われており、グループワークと同様の効果が得られたと判断したため割愛となりました。

(4) 次回について

令和7年8月28日(木)10時00分開始予定。

(5) その他・事務連絡等

基山町より:児童サービスの申請時には必ず医師の診断書(検査結果を記載)を添付すること。最近、検査を後回しにして申請をするケースが増えている。児童サービスの対象となる根拠は示していただきたい。

放課後等デイサービスを利用するために児童発達支援の事業所を乗り換えるケースが多い。“ならし放デイ”としての児発

利用は不適切と考えている。

事務局より：名簿に記載した参加者のお名前の字が間違っておりました。訂正するとともに失礼をお詫びいたします。